平成２８年（フ）第５７４号
栃木県宇都宮市元今泉１－３－５　ウィークリー翔宇都宮ホステル、住民票上の住所栃木県宇都宮市大曽４丁目12番６号　フォレストⅡ203号
債務者　水野　秀昭
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２７９号
東京都調布市国領町８丁目１番地35都営調布くすのきアパート８―612号
債務者　渡邉　　博
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２７１号
東京都八王子市大和田町７丁目16番12号マツシマテラスハウスＡ
債務者　新屋　公寛
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４６号
熊本県人吉市駒井田町242番地５　ピアーレ駒井田201、前住所熊本県人吉市中神町字馬場４番地
債務者　吉良　弘美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第３９号
愛媛県八幡浜市保内町川之石１番耕地147番地３
債務者　佐々木正良
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時20分
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第４８号
長崎県雲仙市国見町土黒甲398番地３
債務者　西　　恵美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
栃木県足利市新山町2241番地４　フォレストリア足利新山502
債務者　中山　勝義
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第９４号
栃木県佐野市越名町1286番地３
債務者　三枝カヅヱ
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２３６８号
神奈川県海老名市上今泉２丁目11番31号　ＤＩＡＮＮＥ　ＲＥＥＶＥＳ　１―102
債務者　衞藤　正信
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４３６号
神奈川県鎌倉市津西１丁目４番31号
債務者　清水　義一
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６７号
横浜市鶴見区生麦４丁目４番５―401号
債務者　小原　　高
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４７１号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地33棟103号
債務者　吉田　力夫
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２４８号
大阪府東大阪市本町11番９号
債務者　濱口　広和
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３６１号
大阪府東大阪市吉田５丁目10番17号、前住所大阪府東大阪市菱江２丁目10番23号　ライジングサン　201号室
債務者　新海　雅宣
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４４１号
大阪府東大阪市旭町21番３―209号　瓢箪山マンション
債務者　岩永　久美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部